

港湾労働者派遣事業の許可の取扱いについて（案）

港湾労働者派遣事業の許可に係る諮問については、当委員会の全委員が許可を妥当と認め、個別に全委員から許可を妥当とする旨を確認することをもって当委員会として許可を妥当として差し支えないものと座長が判断した場合には、その全委員への確認をもって、当委員会として許可を妥当とすることができるものとする。